

高倉台近隣センターイベントスペース運営要綱

(趣旨)

第1条 地域のオールドタウン化が進展する中、高倉台近隣センター来客者の利便、入居テナントへの来客数増加、及び高倉台近隣センター全体の活性化を図るために、次条に定める対象物件（以下「イベントスペース」という。）を、本格的な入居テナントが決定するまでの間、一時的に利用できるものとする。についてはその利用について必要な事項をこの要綱に定める。

(対象物件)

第2条 以下の対象物件をイベントスペースとする。

- (1) 所在地 神戸市須磨区高倉台4丁目2番 高倉台近隣センター内
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (3) 対象物件 独立店舗・店舗番号11号（別添図のとおり）
店舗 60.00㎡

(利用の目的)

第3条 イベントスペースは、商品の販売、サービスの提供等のイベント（以下「イベント等」という。）による一時的な利用に供するもので誘客を目的とするものに限る。

2 高倉台近隣センター内営業店舗と競合するおそれのある商品、人の不幸や不安につけ込み不当に高額な商品の販売またはサービスの提供、医療行為、飲食及び同好会を含む教室、講座での利用はできない。

その他、株式会社こうべ未来都市機構（以下「当社」という。）が不相当と認めた目的には利用できない。

3 イベントスペースは、次にいずれかに該当するもので第6条に規定する登録を受けた者（以下「登録者」という。）が、一時利用することができる。

- (1) 継続して1年以上、その業種の営業実績を有する者。
- (2) 高倉団地内に在住する者。（ただし、商業者を除く。）

(利用可能日、利用期間及び利用時間)

第4条 イベントスペースの利用可能日、利用期間及び利用時間は以下の各号のとおりとする。

- (1) 利用可能日 毎週月曜日、及び12月28日～12月31日及び1月1日～1月4日を除く日
- (2) 利用期間 連続して6日以内
ただし、当社が認めた場合は、これを超える継続的・計画的な利用も可
- (3) 利用時間 午前10時から午後5時まで

2 施設の運営上当社が必要と認めた場合は、前項の規定の各号をその必要の都度当社が

変更できるものとする。

- 3 当社が特に必要であると判断する場合、第1項各号の規定を変更した利用も承認できるものとする。

(利用料等)

第5条 利用者は次に定める利用料を納付しなければならない。

第4条第1項第3号に規定する利用時間内1回当たり利用料金5,000円也(消費税含む)とする。

- 2 利用者は、前項の利用料を、第8条第1項で当社が利用を承諾する前に予め発行する請求書兼納付書により、その記載期日までに納付して支払うものとする。
- 3 既納の利用料は、第7条第3項の規定に従ってその利用を取り消した場合等、当社が認めた場合には利用料返還請求書(様式1)に基づき返還する。

(利用登録)

第6条 イベントスペースを利用しようとする者は、登録申込書(様式2)に記入・押印のうえ、必要書類を添付して当社へ提出し、当社の審査を受けるものとする。

- 2 当社は、登録申込書の記入内容を第1条及び第3条に規定した趣旨に照らして総合的に判断し、第9条第1項及び第2項の各号に該当しないことなどの確認のうえ適正と認めた場合には、申込人に利用登録者証(様式3)を交付する。
- 3 高倉台近隣センターの既営業店舗及び高倉台における地域団体は利用登録者とみなす。

(利用申込)

第7条 登録者がイベントスペースを利用する際には、前条第2項の利用登録者証を提示し、利用申込書(様式4)を当社に提出して申し込むものとする。

- 2 前項の申込みは、利用希望日の1ヶ月前の日の属する月の初日(以下「一般申込期間初日」という。)から利用希望日の7日前までに行うものとする。
- 3 第1項の申込みを取り消す場合は利用希望日の7日前までに行うものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、継続的・計画的な一定期間の利用など、当社が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の承認)

第8条 当社は、前条第1項の申込みに対して、原則として先着順で受け付け、申込み内容を審査し、適当と認めた場合は、第5条第1項の利用料の納付を確認した後に承認する。ただし、申込内容の審査の過程において、利用希望日の変更及び申込内容の変更をその承認の条件とすることもできるものとする。

- 2 当社は前項で利用を承認した者(以下「利用者」という。)に対して、利用承認書(様式5)を交付する。
- 3 申込人又は申込内容が次の各号に該当すると当社が認めた場合は、当社は利用申込を拒否することができるものとする。
る。

- (1) 第14条第1項の各号の1に該当する場合。
- (2) 次条第1項及び第2項の各号に該当する場合。

(反社会勢力の排除)

第9条 利用登録者は、自己及びその代表者、実質的に利用する者及びその関係者が、現在、次の各号（以下まとめて「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力団員等
- (8) その他前各号に準ずる者

2 利用登録者は、自己及びその代表者、実質的に利用する者及びその関係者が、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営に実質的に関与する行為
- (2) 反社会的勢力を利用する行為
- (3) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、または便宜を供与する行為
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する行為
- (5) 暴力的な要求行為
- (6) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (7) 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
- (8) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または、相手方の業務を妨害する行為
- (9) その他前各号に準ずる行為

(責任者の常駐等)

第10条 利用者は、イベントスペースの利用において、善良なる管理者の注意義務を負う。また、利用者は、イベントスペースの開場中はその責任者を1名以上常駐させ、常時当社からの連絡及び指示に対応できる体制を整えなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、イベントスペースを善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、利用終了後は、イベントスペースを清掃し、発生したゴミを持ち帰るものとする。

- 2 イベントスペースは現状有姿のまま利用し、造作、改造はできないものとする。
- 3 利用者は常に美観を保持するように努めるものとする。
- 4 販売物、展示物等の管理及び保管については、利用者が全責任を負うものとする。
- 5 利用者は、利用にあたって、必要とされる許認可または免許等をその責任において取

得するものとする。

- 6 利用者は、イベントスペースへ来場する者が第12条及び第13条に定める事項に該当しないように常に細心の注意をもって監督し、必要に応じて当該来場者の退去等をさせるものとする。

(来場の制限)

第12条 当社は、次の各号の一に該当する者に対し、イベントスペースの来場を拒絶することができる。

- (1) 公の秩序、または善良な風俗を害するおそれのある者。
- (2) 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑になるおそれのある者。
- (3) 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑になるおそれのある動物、その他の物を携帯する者。
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、または滅失するおそれのある者。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

(禁止事項)

第13条 次の各項目に該当する催事については、イベントスペースの使用はできない。

1. 法令などにより禁止されているもの。
2. 美観を損なうもの。
3. 公の秩序・善良な風俗に反するもの。
4. 設備上危険と思われるもの。
5. 政治的又は思想的意図のあるもの。
6. 火気の使用、火災・爆発その他危険が生じるおそれのあるもの。
7. 勧誘、寄付、放歌、騒音を生じるもの。
8. 会場使用权の譲渡・転貸など。
9. 関係官庁などから中止命令を受けた催事や不適切と判断された催事など。

(利用登録及び利用承認の取り消し)

第14条 次の各号に該当する場合、当社は利用登録及び利用承認を取り消すことができるものとする。なお、利用登録または利用承認を取り消された場合、利用者は、たとえ利用中であっても直ちに利用を中止し、イベントスペースを原状に復し、退場しなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用登録または利用承認を受けた場合。
- (2) 利用登録または利用承認に際して当社が付した条件に違反した場合。
- (3) 公の秩序、または善良な風俗を害する恐れがあるなど、施設の管理運営上支障があると当社が判断したとき。
- (4) 第9条第1項及び第2項の各号に該当する場合。
- (5) 区画及び各施設を汚損し、損傷しまたは滅失するおそれがあるとき。
- (6) 当社の指示に従わない場合。
- (7) その他本要綱の規定事項に違反したとき。

- 2 施設の管理上やむを得ぬ事態が生じたとき当社が認めた場合、当社は利用者に対して利用の制限や中止など、必要な措置を取ることができるものとする。
- 3 前2項により利用できなかった場合は、第5条第1項により納付した利用料は返還しないものとする。
- 4 利用登録が取り消された場合、当社は再度利用登録申請があっても受理しない。

(優先利用)

- 第15条 イベント等を定期的実施する登録者で、所定の計画表(様式6)を当社に提出し、その承認を受けた者は、利用日を特定して優先的に利用(以下「優先利用」という。)することができるものとする。
- 2 優先利用の申込は、利用希望日の6ヶ月前の日の属する月の初日から第7条第2項の一般利用申込期間の初日までに行わなければならない。
 - 3 利用できる期間は、初回の利用日の属する年度末までとする。

(立ち入り等)

- 第16条 施設の管理上必要と当社が認めた場合、たとえ利用中であっても、当社はイベントスペースへ立ち入り、関係者に質問し、または必要な指示を行うことができるものとする。この場合、利用者はその指示に従わなければならないものとする。

(損害賠償等)

- 第17条 利用者は、その利用において、イベントスペース、その他の施設、第三者の財産等を破損するなど当社または第三者に損害を与えた場合、利用者の責任と負担においてその原状回復または損害賠償等を誠実に行わなければならない。
- 2 その他、利用者は、その利用において生じた第三者との紛争その他の諸問題を、利用者の責任と負担において全て解決するものとする。

(原状回復、明け渡し)

- 第18条 利用者は、その利用が終了したとき、または第8条第3項の規定により退場を命じられた場合、若しくは第14条の規定により利用登録または利用承認を取り消された場合、速やかにイベントスペースを原状に復し、当社に明け渡して退場しなければならない。
- 2 利用者が前項の義務を履行しない場合、当社は利用者に対してその義務を履行するよう命ずることができるものとする。
 - 3 前項の命令にもかかわらず利用者が義務を履行しない場合、当社は利用者に代わって原状回復を行うなど必要な措置を講ずるものとする。ただし、この当社の措置に要した費用は利用者が負担しなければならないものとする。

(本要綱に規定のない事項)

- 第19条 本要綱に規定のない事項は、必要に応じてその都度当社が定めるものとし、利用者はそれに従わなければならない。

(本要綱の改定)

第 20 条 本要綱は、必要に応じて予告なく当社が改定できるものとする。

附則 本要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。